

平成 29 年度 第 2 回今治市子ども・子育て会議 施設選定部会

- 1 日 時 平成 29 年 11 月 15 日（水） 午後 3 時 30 分から午後 4 時 55 分
- 2 場 所 今治市役所 第 2 別館 11 階 特別会議室 1・2 号
- 3 出席委員 3 名（欠席委員 2 名）
- 4 内 容 以下のとおり

平成 29 年度幼保連携型認定こども園整備助成事業補助対象候補者の選定について

今治市保育所等整備事業費補助金を受けて、幼保連携型認定こども園を整備しようとする補助対象候補者を次のとおり選定した。

1 整備助成事業補助対象候補者

事業者名	代表者名	住所
学校法人みどり幼稚園	理事長 長野 誠悟	今治市五十嵐甲 60 番地

2 募集概要

(1) 整備内容

対象施設	設置主体	対象事業	対象地域	選定施設数
幼保連携型認定こども園（2号・3号認定の利用定員が100名程度必要）を整備し、平成32年4月1日までに認可を受ける見込みの施設	学校法人 社会福祉法人	幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園機能部分及び保育所機能部分の創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等	南中学校区域	1 施設

(2) 募集期間

事前申込書：平成 29 年 7 月 24 日 ～ 平成 29 年 8 月 25 日

事業計画書：平成 29 年 8 月 28 日 ～ 平成 29 年 10 月 20 日

(3) 応募事業者（1 団体）

事業者名	代表者名	住所
学校法人みどり幼稚園	理事長 長野 誠悟	今治市五十嵐甲 60 番地

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市子ども・子育て会議施設選定部会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、総合的に勘案し当該事業者を整備助成事業補助対象候補者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目および着眼点

項目		着眼点	配点 ウェイト	
建設予定地に関する こと	1	環境	<ul style="list-style-type: none"> ○騒音、大気汚染、振動、日照等の環境はどうか ○建設予定地周辺の建物・工場・構造物・道路・河川等の保育環境はどうか ○児童の健康に悪影響を及ぼす恐れのある施設が周囲に存在しないか 	5
	2	土地の確保状況	<ul style="list-style-type: none"> ○用地の権利関係および当該権利の取得原因が客観的検証資料等で十分に確認でき、建設用地の確保が確実なものであるか ○今後土地を売買（賃借）にて取得し建設する場合、平成 32 年 4 月 1 日の開設までに当該用地を確保できる見込があるか。 	事務局
	3	土地の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○整備に必要な面積を有するとともに、防災上の適切な広さ等を有しているか ○非常時に児童が多方向へ避難できるか ○児童送迎用車両が、安全に駐車できるスペースが確保できるか 	5
	4	土地の用途	<ul style="list-style-type: none"> ○埋蔵文化財の包蔵地内でないか（包蔵地内である場合、工事の可否について担当課と協議が出来ているか）、試掘検査済みであるか（今後試掘検査が必要な場合、担当課と当該協議が出来ているか） ○急傾斜、土砂災害等危険箇所、洪水多発地域ではないか 	事務局
	5	接続道路	<ul style="list-style-type: none"> ○通園の利便性・安全性の観点から、道路状況、交通事情等に問題がないか、工事前および運営用車両の進入に十分な道路が確保されているか 	5
	6	地元との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○施設建設予定地の土地所有者、隣接土地所有者および地元住民等からの協力が得られるか 	5
	7	都市計画用途等	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画用途、都市計画法、建築基準法（用途地域）、宅地造成等規制法等の規則等違反がなくクリアされているか、またはその見込みがあるか 	事務局
	8	給水の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○上水道の給水区域内であるか ○給水が確保できるか 	事務局
	9	施設整備の効果	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援事業計画による地区別の保育需要確保について効果的か 	5
施設の 整備計画 に関する こと	10	仮設園舎（移転改築の場合除く）を計画している場合	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設園舎用地の確保が確実であること ○土地利用について、規制法令等により支障がないこと ○立地条件（防災面からみて安全が確保できていること・保護者の送迎に問題が無いこと） ○各居室および園庭の必要面積を満たしていること ○関係法規（建築基準法、愛媛県幼保連携型認定こども園設備運営基準等）の基準を満たしていること ○日照、騒音、換気および採光等に十分配慮されていること 	事務局
	11	施設整備後の利用定員について	<ul style="list-style-type: none"> ○増改築等により、2号・3号認定の利用定員 100 人（2号 58 人・3号 42 人）が確保されているか ○施設整備後の年齢別定員内訳について地域の保育需要を勘案したものか 	20
	12	計画	<ul style="list-style-type: none"> ○整備計画が適正で、妥当であるか ○整備の規模、費用等の計画が適切であるか 	5
法人	13	資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ○施設整備や運営資金の確保について適切であり、健全かつ安定した事業運営が認められるか ○資金計画等について、その内容が適切であるか 	10
幼児教育・ 保育に 関	14	運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育・保育理念や基本方針が明文化された教育・保育の目標があるか ○地域や認定こども園の特性を考慮した教育・保育課程が作成されているか ○子どもの生活が安定し、活動が豊かなものとなるような環境を作り出すことに、独自の発想があり熱意が窺えるか ○子どもの安全確保にどのように取り組んでいるか 	5
	15	職員（保育教諭）の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○どのような方針（方法）で職員の確保を実施していく予定なのか 	15

すること	16	保育事業への取り組み	○子育て環境整備を総合的に推進するための、幼児教育・保育事業に対する構想を持っているか ○一時預かり事業、長時間延長保育など独自の特別保育を予定しているか ○特別保育事業の拡大が今後、ハード・ソフト両面で可能であるか ○乳児保育事業を積極的に実施するか	30
	17	情報提供・意見の反映	○保護者や地域住民の理解を得るため、情報の提供ができる手段をどのように計画しているか ○保護者や地域住民の意見が反映できる体制をどのように計画しているか	5
	18	地域との連携	○利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた地域福祉の推進拠点としての機能に配慮したものであるか ○特色ある地域活動事業を積極的に実施する計画があるか ○地域団体と連携した体制、取組みに配慮しているか	5
認可	19	幼保連携型認定こども園の認可見込み	○平成 31 年度中に幼保連携型認定こども園の認可を受ける見込みがあるか	10
全般	20	応募者の取組姿勢	○選定委員との質疑応答を含めて誠意ある取組みができていますか	20
		合計点数	(内訳) 建設予定地に関する事 25 点 施設の整備計画に関する事 25 点 法人 10 点 幼児教育・保育に関する事 60 点 認可 10 点 全般 20 点 合計 150 点	150

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、学校法人みどり幼稚園を選定した。

事業者名	学校法人みどり幼稚園	
建設予定地に関する事 (25 点)	平均点:	(18.7 点)
施設の整備計画に関する事 (25 点)	平均点:	(19.7 点)
法人 (10 点)	平均点:	(8.7 点)
幼児教育・保育に関する事 (60 点)	平均点:	(49.0 点)
認可 (10 点)	平均点:	(9.3 点)
全般 (20 点)	平均点:	(18.7 点)
合計 (150 点)	平均点:	(124.0 点)
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての面において、理念をしっかりと持っている。 ・教育理念において、真摯に取り組んでいると感じた。 ・アドバイザーがいるとのことで、内容をよく理解して取り組んでいるところが素晴らしい。 		

※点数は各委員の平均値（小数点第二位を四捨五入）。

端数処理の関係で、項目毎の平均点の合計と委員毎の合計点の平均とが一致しない場合がある。

平成 29 年度病児保育施設整備助成事業の募集状況について

事前申込書の提出期限を 9 月 29 日（金）まで延長し、周知を図ってきたが、最終的に応募は無かった。